

平成29年度当初予算

消費税率引上げ分の地方消費税交付金(社会保障財源化分)が充てられる社会保障4経費
 その他社会保障施策に要する経費

【歳入】 地方消費税交付金(社会保障財源化分) 576,500 千円

【歳出】 地方消費税交付金(社会保障財源化分)
 が充てられる社会保障施策に要する経費 5,942,279 千円

○社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費 (単位:千円)

区分	款	項	目	事業名	平成29年度 当初予算	財源内訳				
						特定財源			一般財源	
						国県 支出金	地方債	その他	社会保障財 源化分の地 方消費税交 付金	その他
社会福祉	3	1	2	障害者自立支援 給付事業費	1,211,587	897,970			55,300	258,317
	3	1	3	老人福祉事務費	138,339			15,193	21,700	101,446
	3	2	1	児童福祉法 施行事務費	1,180,298	632,339		186,823	63,700	297,436
	3	3	2	生活保護費	1,057,000	798,100		1,000	45,500	212,400
	小計					3,587,224	2,328,409	0	203,016	186,200
社会保険	3	1	1	国民健康保険事業費 特別会計繰出金	172,200				30,300	141,900
	3	1	1	介護保険特別 会計繰出金	1,047,248	8,349			183,200	855,699
	3	1	3	後期高齢者 医療事業費	753,990	125,219			110,900	517,871
	小計					1,973,438	133,568	0	0	324,400
保健衛生	4	1	1	母子保健推進費	24,466	2,134		12	3,900	18,420
	4	1	2	予防接種費	187,244			3,000	32,500	151,744
	4	1	2	健康診査費	169,907	2,546			29,500	137,861
	小計					381,617	4,680	0	3,012	65,900
合計					5,942,279	2,466,657	0	206,028	576,500	2,693,094

- ・引上げ分の地方消費税収は「消費税法第1条第2項に規定する経費(社会保障4経費)その他社会保障施策に要する経費」に充てるものである。
- ・社会保障施策に要する経費とは制度として確立された年金、医療及び介護の社会保障給付並びに少子化に対処するための施策に要する経費であり、「社会福祉」、「社会保険」、「保健衛生」のいずれかに関する経費である。
- ・事務費、事務職員の人件費(サービス提供に直接従事しない職員分)等には充当しない。